

千葉県教育委員会会議議事録

令和5年度第8回会議（定例会）

1 期 日 令和5年11月15日（水） 開会 午前10時30分
閉会 午前11時17分

2 教育長及び出席委員

教育長 富塚 昌子
委員 井出 元
岡本 毅
貞廣 斎子
花岡 伸和
永沢 佳純

3 出席職員

教 育 次 長 井田 忠裕
教 育 次 長 杉野 可愛

企画管理部

企 画 管 理 部 長 富田 浩明
学 校 危 機 管 理 監 荒金 誠司
教 育 総 務 課 長 原 義明
企 画 管 理 部 副 参 事 兼
教 育 総 務 課 人 事 給 与 室 長 鈴木 克之
教 育 政 策 課 長 鈴木 真一
財 務 課 長 北村 規彦

教育振興部

教 育 振 興 部 長 中西 健
教 育 振 興 部 次 長 中臺 一仁
教 職 員 課 長 吉本 明広
保 健 体 育 課 長 志村 修一

企画管理部

教 育 総 務 課 人 事 給 与 室 人 事 班 長 村松 信郎
同 副 主 査 齊藤 裕太
同 給 与 制 度 班 長 齋藤 貴士
同 主 査 御山 益宏
財 務 課 予 算 班 副 主 査 新井 翔太
同 副 主 査 吉田 太陽

教育振興部

教 職 員 課 主 幹 兼 管 理 室 長 山中 敬生
同 管 理 主 事 高梨 正已
同 管 理 主 事 平野 孝幸
保 健 体 育 課
主 席 指 導 主 事 兼 学 校 体 育 班 長 三好 啓太

事務局

企画管理部教育総務課

主幹兼委員会室長

同

同

副主幹

主査

島原 一紀

阿部 竜作

杉本 浩二

4 教育長開会宣告

5 署名人の指名 永沢 佳純 委員

6 令和5年度第7回千葉県教育委員会会議（定例会）議事録の承認

7 議題の宣告及び非公開の決定

本日の案件は、第49号議案から第51号議案の議案3件、第8号報告の報告議案1件、報告1の報告1件である。第49号議案は、教育委員会会議規則第13条第1項第四号「知事又は議会に対する意見の申し出等」に該当することから、また、第50号議案及び第51号議案は、同規則同条同項第一号「任免、賞罰、人事」に該当するから、非公開により審議する。

8 進行役の指名

千葉県教育委員会会議規則第27条の2の規定に基づき、ここからの進行を井出委員にお願いする。

9 審議事項

第8号報告 教育委員会所管に係る令和5年度12月補正予算案について

【財務課長】

本件は、令和5年度12月補正予算案を知事が議会に提出するにあたり、予算案のうち教育委員会所管に係る歳入歳出予算について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、令和5年11月6日付けで本委員会に意見が求められたが、教育委員会会議でご審議いただく時間がなかったことから、千葉県教育委員会行政組織規則第6条第1項の規定により、教育長が臨時に代理し、11月7日に知事に対して、本委員会として異議ない旨、回答したことを報告するものである。

教育委員会所管に係る補正予算額は、一般会計で、47億153万4千円の増額であり、補正前の額と合わせると予算額は、3,545億8,506万6千円である。なお、性質別内訳、項別内訳、財源内訳については、記載のとおりとなっている。（1）「教職員人件費等」は、令和5年人事委員会勧告に基づく給与改定に係る所要額を精査し、46億8,103万4千円を増額するものである。（2）「被災文化財再建支援事業」は、新規事業で2,050万円である。9月上旬に発生した台風第13号の接近に伴う大雨により被災した国指定文化財1件と県指定文化財3件の復旧に係る経費について助成するものである。

次に、繰越明許費について（1）「県立高等学校全日制課程運営費」は、君津高校の農業用トラックの更新について、年度内の納品が困難となったことから、778万5千円の繰越明許費を設定するものである。（2）「高等学校施設整備事業」は、県立高校に入学した、車いすを利用する生徒への対応として、エレベーターの設置を行う予定であるが、実施設計等業務委託について、入札不調により年度内の事業完了が困難となったことから1,400万円の繰越明許費を設定するものである。（3）「県立学校長寿命化対策事業」の「長寿命化改修工事基本設計業務委託」は、老朽化した校舎等の大規模改修工事に係る基本設計業務委託について、

入札不調により年度内の事業完了が困難となったことから、4,000万円の繰越明許費を設定するものである。「未使用仮設校舎解体工事」は、検見川高校の仮設校舎の解体について、入札不調により年度内の事業完了が困難となったことから、7,600万円の繰越明許費を設定するものである。(4)「県立学校空調設備整備事業」は、県立学校の普通教室等の空調リース整備に係る設計業務委託について、入札不調により年度内の事業完了が困難となったことから、3,912万円の繰越明許費を設定するものである。

次に、債務負担行為追加について、「奨学資金貸付金 債権回収業務委託」は、収入未済となっている奨学資金貸付金返還金のうち、長期滞納者を対象として令和7年度まで外部委託している債権回収業務について、未納者宅を訪問して催告する「臨戸訪問」を新たに実施し、回収率の更なる向上を図るため、令和7年度までの経費として100万円の債務負担行為を追加するものである。

【貞廣委員】

繰越明許を行う事業については、人材不足や材料の高騰等が理由だと推測されるが、やはり入札不調がすごく多く、例えばエレベーターの設置が中々計画通りにいかないことなどは本当に何とかならないのだろうかという気持ちである。入札不調は、教育委員会の事業だけではなく、県庁全体で発生しているものであると認識しているが、入札不調について、県庁全体として、どのように対応していくのか、何か方針をお持ちであれば教えていただきたい。

【財務課長】

入札については、県全体で厳しい状況であるため、例えば一抜け方式という方法で、落札した業者からどんどん抜けていって、入札の落札率をより高めるといようなことを考えている。また、今まで地元の業者を育成するという意味で地元中心に指名していたものを、もっと指名の幅を広げるなど、色々なことをやっけていこうと考えている。

【貞廣委員】

エレベーターのことを事例として特出しして話をしたけれども、他のいずれの事業についても、延期することが適切とは思えない、すぐに取りかかっていたいただきたい事業ばかりなので、是非、今お示しのような方針で、入札不調が減っていくようにしていただきたい。

【岡本委員】

今の件については、一抜け方式以外にも最低入札価格の引き上げや、場合によっては、要件を満たさない場合もあるだろうが、随意契約の導入も考えてもいいのではないかという気はしている。

第8号報告は終了。

報告1 令和9年度全国高等学校総合体育大会の南関東ブロック開催について

【保健体育課長】

本件については、11月10日に報道発表を行っているが改めて報告をさせていただく。全国高等学校総合体育大会、いわゆるインターハイが、令和9年度、千葉県、神奈川県、東京都、山梨県で開催される。昨年5月、全国高等学校体育連盟の会長より、令和9年に千葉県で全国高等学校総合体育大会の開催について依頼があった。保健体育課では、8月7日に知事へ報告し、千葉県教育委員会行政組織規則第12条28項により、教育長の専決事項として、8月30日に開催の決裁をいただき、その後、南関東ブロック幹事県の神奈川県を通じて全国高等学校体育連盟に開催承諾書を提出した。インターハイは高校生最大のスポーツの祭典として昭和38年から始まり、平成23年から、開催地の負担軽減等のため、複数都道府県によるブロック開催となった。千葉県では、前回の平成26年大会では実施していない、新体操、水球、バレー

ボール、卓球、ソフトボール、剣道、テニス、ボクシング、フェンシングの9競技を実施する。総合開会式は神奈川県で行われる。今後、開催地の調整と依頼を行うが、委員には開催に向けての御支援をお願いする。

報告1は終了。

委員報告 県立桜が丘特別支援学校・県立千葉工業高等学校の委員視察について

【花岡委員】

桜が丘特別支援学校の小等部・中等部・高等部の授業を視察した。いずれも普通校に比べるとゆったりと時間が流れてるような感じを受けた。小等部の学祭に向けた演劇の練習では、学校に来られない子もオンラインで参加し、皆と同様にステージに登場できる工夫を行っていた。中等部では、学祭の装飾に使う世界各国の国旗の色塗りを行っていた。子ども達が意図してるかはわからないが、その時間のゆったりした感じと合わさって、非常に平和な空気感を感じた。世界もこうなればいいのにと世界の片隅で思う時間であった。高等部では、コンビニエンスストアのSDGsについて、資料の制作と発表の練習を行っていた。今回は、桜が丘特別支援学校のみで行っていたが、これを他の学校と共同で資料を制作したり、発表したりすることも可能だろうと感じた。すでにSDGsのモデル校として、ESD（持続可能な開発のための教育）の取り組みの一環として、普通高と共同で学習し発表したこともあると聞いたが、ICTを活用することで普段の教育活動の中で、インクルーシブな状態を進めていけると感じた。これは特別支援学校に限ったことではなく、ICTを活用することで、普通校でも地域と繋がり、世界と繋がれる、そういった広い意味でのインクルーシブ教育というか、ICTを充実させて活用していく中でインクルーシブな状態が広がっていけばいいなと感じた。子供たちにとっては、学校を卒業してからが非常に重要と思う。障害のある子供達にとってICTというのは、社会に入っていく中で、社会との繋がりを強くするためのツールの一つでもあるので、やはり教育活動を学校の中だけで完結するのではなく、社会と繋がり、世界とも繋がっていくものにしていただきたいと強く感じた。

【岡本委員】

千葉工業高等学校を視察させていただいた。まず訪問して感じたことは、生徒が生き生きと勉学に励んでいる感じを受けたことである。この千葉工業高等学校の一番の特色は、通常の工業高校にある学科に加えて、理数工学科という理工系大学への進学を目指す学科が設置されていることであった。これはあくまでも個人的かつ、企業経営者としての感想になるが、現在、企業からは喉から手が出るほど工業高校の卒業生がほしいという状況の中で、そもそも私ども教育委員会の要望もあり設置したという学科ではあるが、その工業高校で、大学進学を目指す理数工学科というものが本当に必要なのか、一度考え直して改めて検討してもよいのかという気が個人的にはした。それは理数工学科が普通科の延長にあるような気がしたので、意見交換の場で、理数工学科とそれ以外の4学科について、生徒の志望について差はないのか、また途中で転科することができるのかということを知った。転科については、入学試験が別なのでできないということであったが、生徒たちの間では、理数工学科とそれ以外の科についての差異はないと思っているようであった。このような個人的な感想を抱いた前提として、ドイツの教育制度がある。ドイツでは10歳の時点で、大学で進学を前提としたギムナジウムという普通高校と、ドイツの伝統的なマイスター制度に則り、15歳で卒業後はOJTで職業訓練を行うハウプトシューレ、16歳で卒業した後は事務職などに就くリアルシューレ（実科学校）というように進路を決定している。これを10歳の時点で決めるわけだが、どれが上か、その学力があるかないかということではなく、その子の個性に応じて決定している。また、マイスターになると決めた場合は、ハウプトシューレ出身者の生涯賃金はかなり高くなる。こうしたことから、日本でも大学進学あるいは普通科高校至上主義というものを、見直す時期に来てるのではないかという感想を抱いた。

<傍聴・報道 退出>

第49号議案 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の原案について

教育総務課人事給与室長の説明後、協議を行い、原案どおり可決した。

第50号議案 学校職員の懲戒処分について

教育総務課人事給与室長の説明後、協議を行い、原案どおり可決した。

第51号議案 学校職員の懲戒処分について

教職員課長の説明後、協議を行い、原案どおり可決した。

10 教育長閉会宣告

令和5年12月20日 署名人